

平成30年 第61回定例会

坂井地区広域連合議会会議録

平成30年8月23日開会

平成30年8月23日閉会

坂井地区広域連合議会

平成30年 第61回坂井地区広域連合議会定例会 会議録目次

◎第1日目（平成30年8月23日）

○議事日程	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した者	3
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○広域連合長召集挨拶	4
○開議の宣告	5
○諸般の報告	5
○広域連合長の行政報告	5
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○議案第18号から議案第23号の一括上程、提案理由の説明	7
○一般質問（15番 畑野麻美子議員）	14
○一般質問（4番 室谷陽一郎議員）	19
○一般質問（1番 堀田あけみ議員）	23
○一般質問（14番 永井純一議員）	29
○一般質問（12番 川畑孝治議員）	32
○議案第18号から議案第23号の質疑、討論、採決	34
○閉議の宣告	37
○広域連合長閉会挨拶	37
○閉会の宣告	37
○署名議員	38

1 第61回坂井地区広域連合議会定例会議事日程

平成30年8月23日

午後1時50分開議

- 開会の宣告
- 広域連合長召集挨拶
- 開議の宣告
- 諸般の報告
- 広域連合長の行政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由の説明

日程第 4 一般質問

日程第 5 議案第18号 平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 6 議案第19号 平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 7 議案第20号 平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 8 議案第21号 平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算(第1号)

日程第 9 議案第22号 平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算(第1号)

日程第10 議案第23号 平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算(第1号)

- 閉議の宣告
- 広域連合長閉会挨拶
- 閉会の宣告

2 出席議員（18名）

1番 堀田 あけみ	2番 山田 秀樹	3番 渡辺 竜彦
4番 室谷 陽一郎	5番 南川 直人	6番 戸板 進
7番 仁佐 一三	8番 吉川 貞明	9番 佐藤 寛治
10番 毛利 純雄	11番 東野 栄治	12番 川畑 孝治
13番 吉田 太一	14番 永井 純一	15番 畑野 麻美子
16番 北島 登	17番 田中 千賀子	18番 卯目 ひろみ

3 欠席議員（0名）

なし

4 地方自治法第121条により出席した者

広域連合長 佐々木 康男	副広域連合長 坂本 憲男
事務局長 岡 弘和	事務局次長 出島 瑞恵
総務課参事 長谷川 浩幸	

5 事務局職員出席者

議会事務局参事 熊谷 晃	議会事務局書記 矢崎 良
--------------	--------------

[一同起立・礼・着席]

◇開会の宣告◇

○議長（吉田太一）　ただいまから、第61回坂井地区広域連合議会定例会を開会いたします。
（午後1時50分）

◇広域連合長召集挨拶◇

○議長（吉田太一）　開会にあたり、広域連合長の召集の挨拶を許します。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男）　開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。議員各位には、公私ともにご多忙のところ、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。

ところで、7月初めの豪雨は福井県でもここ数年にはない大雨で土砂崩れが相次ぎ、交通困難な被害が出たところがございますが、西日本では多くの地域で河川の氾濫や浸水、土砂災害が発生し200人を超える死者が出るなど、甚大な災害となりました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますと共に、被災地の1日でも早い復旧復興を心よりお祈り申し上げます。

さて、地域包括ケアシステムの推進と共に、今回の介護保険制度改正の大きなポイントとなっているのが、安定した介護保険制度を持続するためのさまざまな取り組みでございます。当広域連合といたしましても、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、限りある社会資源を有効に活用しながら地域の実情に合わせた地域包括ケアシステムの進化、推進と合わせて必要な給付を適正に提供するための適正化事業をさらに推進し、引き続き制度の持続性に向け積極的に取り組んで参りますので、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご案内のとおり、本定例会は平成29年度歳入歳出決算認定に関するもの3議案、平成30年度補正予算に関するもの3議案の計6議案の審議をお願いするものであります。各議案の内容につきましては後ほどご説明申し上げますが、何卒、慎重なご審議をいただき、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます。

◇開議の宣告◇

○議長（吉田太一） 本日の出席議員数は18名であります。よって会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◇諸般の報告◇

○議長（吉田太一） 諸般の報告を議会事務局参事より行います。熊谷議会事務局参事。

○議会事務局参事（熊谷晃） 諸般の報告をいたします。本定例会の付議事件は、広域連合長提出議案6件であります。次に、地方自治法第121条の規定により議長から出席を求めたものは、広域連合長以下6名であります。なお、本日の会議には代表監査委員が出席いたしております。以上でございます。

◇広域連合長の行政報告◇

○議長（吉田太一） 広域連合長の行政報告を求めます。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） それでは、各課の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務課所管について申し上げます。平成29年度のさかいクリーンセンターでの受入状況は、生し尿が2,365キロリットル、浄化槽汚泥等が9,889キロリットル、合計12,254キロリットルで、前年度と比較しますと、5.0%の減少となりました。

また、肥料の配布状況につきましては、肥料の出荷量は14.8%減り1,935袋となりました。受入量の減少により年間の生産量は減少しておりますが、市民の需要に応えるため、当初計画より袋詰め肥料の生産量を増やすことで対応いたしております。なお、運転管理および維持管理の状況につきましては、毎月モニタリングを行い適切に

管理されていることを確認しています。

次に、代官山斎苑の利用状況ですが、あわら市で352件、坂井市三国町で273件、準管内で8件、管外で8件の、合計641件となっております。

また、霊柩車の利用状況は、あわら市で313件、坂井市三国町で253件、準管内で6件、管外で6件の合計578件でございます。

代官山斎苑では、指定管理者制度を導入して6年目となりますが、適切な運営管理がなされております。

待合室の活用については、小さなお葬式や、収骨待ちでの食事などに利用してもらえよう、その内容について、ホームページや広報誌へ掲載しております。また、パンフレットを作製し、市役所の窓口や葬儀業者に配布して周知を図った結果、前年度と比較して利用件数は増加しております。

今後とも、市民に対するサービスの質を落とさないように、指定管理者への監視・指導を徹底して参ります。

次に、介護保険課所管について申し上げます。

まず、平成29年度の要介護認定事務について申し上げます。第1号被保険者の要支援も含めた要介護認定者数は、5,719人で前年度比、2.3%減のとなっており、全高齢者の16.8%を占めております。認定者数が減っておりますのは、総合事業に移行したことによるものでございます。

次に、保険給付の状況について申し上げます。平成29年度の保険給付費は、98億8,591万円で前年度と比較いたしますと1,479万円、0.1%の減となっております。これは、介護予防・日常生活総合事業の開始に伴い、介護予防サービスの一部が地域支援事業に移行したこと、今年2月の大雪の影響によるものです。

また、本年度当初保険料の賦課状況について申し上げます。7月10日に特別徴収、普通徴収合わせて34,437人に納入通知書を発送し、調定額は総額25億8,515万7,900円となっております。

最後に、介護給付適正化事業についてご報告申し上げます。高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう自立支援と重度化防止に資する適切なケアマネジメントが求められております。それに伴い、地域でケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる役割や資質は、ますます重要性を増しています。当広域連合といたしましても、平成30年から3年間を実施期間とする第4期介護保険給付適正化実施計画を策定し、適正化事業主要5事業と併せて給付適正化支援システム等を活用した積極的な給付実績の分析と評価により、不適切な給付の発見、適正なサービス提供と事業者の育成指導に努めているところでございます。今後も、保険者として責任を持った助言、指

導を継続し、健全な給付の実施を支援していかなければならないと考えております。

以上、行政報告とさせていただきます。

◇会議録署名議員の指名◇

○議長（吉田太一） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、毛利純雄君、11番、東野栄治君の両名を指名します。

◇会期の決定◇

○議長（吉田太一） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は本日1日限りと決定しました。

◇提案理由の説明◇

○議長（吉田太一） 日程第3、提案理由の説明に入ります。日程第5から日程第10まで、議案6件を一括議題とします。上程議案に対する提案理由及び議案内容の説明を求めます。広域連合長、佐々木康男君。

○広域連合長（佐々木康男） ただいま上程されました議案第18号平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定から議案第23号平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算までの6議案について提案理由を申し上げます。

まず、議案第18号平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第20号平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成29年度歳入歳出決算を監査委員による決算審査での意見を付して提出するもので議会の認定をお願いするものであります。

次に、議案第21号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ89万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,155万8千円とするものです。その主なものは、平成29年度一般会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正するものです。

次に、議案第22号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2億6,552万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億9,144万6千円とするものです。その主なものは、平成29年度介護保険特別会計の決算が確定したことに伴い、繰越金から構成市負担金に財源更正を行い、基金に7,390万6千円を積立て、国・県・支払基金精算返還金として1億4,225万5千円を計上するものです。

また、第7期介護保険事業計画で整備目標とした地域密着型サービスのうち小規模多機能型居宅介護事業所の整備補助金として3,540万円を計上するものです。

また、今年度より保険者機能強化推進事業として国より交付金が交付されるため、構成市に委託料として1,656万5千円を追加計上するものです。

次に、議案第23号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340万円とするものです。その主なものは、平成29年度代官山墓地特別会計の決算が確定しましたので、前年度繰越金を代官山墓地基金に積み立てるものです。

なお、各会計の決算及び補正予算の内容につきましては、事務局長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、議案の提案理由とさせていただきますので、ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田太一） 岡事務局長。

○事務局長（岡弘和） それでは、私の方から議案第18号、平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第23号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号までの6議案について、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第18号平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてですが、議案書綴りの一般会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。1ページは、平成29年度一般会計の歳入歳出決算であります。歳入2億1,790万7,297円、歳出2億1,374万7,180円、歳入歳出差引額は、416万117円となったものであります。

次に、15ページをお開き下さい。15ページは、一般会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりで416万円であります。区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は、歳入歳出差引額と同額の416万円となります。

次の16ページをお開き下さい。財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第19号平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。介護保険特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。1ページは、平成29年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算であります。歳入111億8,972万175円、歳出108億6,921万7,253円、歳入歳出差引額は3億2,050万2,922円となったものであります。

次に、23ページをお開き下さい。23ページは、介護保険特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおり3億2,050万3千円であります。

区分4の翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の3億2,050万3千円となります。

次の24ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第20号平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定についてご説明いたします。

代官山墓地特別会計歳入歳出決算書をご覧ください。1ページをお開き下さい。1ページは、平成29年度代官山墓地特別会計の歳入歳出決算であります。歳入378万4,116円、歳出255万4,896円、歳入歳出差引額は、122万9,220円となったものであります。

次に、6ページをお開き下さい。6ページは、代官山墓地特別会計の実質収支に関する調書であります。歳入歳出決算額及び歳入歳出差引額につきましては、ただいまご説明申し上げたとおりであります。区分4の翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支は歳入歳出差引額と同額の122万9千円となります。

次の7ページ、財産に関する調書につきましては、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第21号、平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算第1号について、一般会計補正予算書、1ページをお開き下さい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ89万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,155万8千円とするものです。4ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入ですが、第1款、分担金及び負担金で、332万円を減額し、第6款繰入金で4万7千円、第7款繰越金で、415万9千円、第8款諸収入で4千円を追加するものです。これにつきましては、前年度決算による繰越金を各構成市へ返還せず、現年度の分担金及び負担金に財源充当するものです。

5ページをご覧ください。歳出では、第2款総務費で職員手当等69万1千円、第3款民生費の繰出金で低所得者保険料国庫追加交付金4千円、第4款衛生費で管理職手当15万9千円、第5款基金積立金で1台3千円の12台分にあたります霊柩車購入基金積立金3万6千円を計上しております。

次に、議案第22号、平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。特別会計補正予算書、1ページをお開き下さい。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、2億6,552万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ113億9,144万6千円とするものです。

4ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入ですが、第2款分担金及び負担金では、繰越金から財源更正のため1億1,710万5千円を減額し、第4款国庫支出金では保険者機能強化推進交付金1,656万5千円、第6款県支出金では介護施設等整備補助金3,540万円、第7款財産収入では、基金利子6万2千円、第9款繰入金では、低所得者保険料の国庫追加分4千円、第10款繰越金では前年度決算確定による3億2,050万4千円、第11款諸収入の雑入で、国庫補助財産処分に伴う返納金545万5千円、過年度収入で地域支援事業にかかる支払基金追加交付金464万1千円、合わせて1,009万6千円をそれぞれ計上しております。

5ページをご覧ください。事項別明細書の歳出ですが、第1款総務費では職員異動による人件費で260万円の減額を、介護施設等整備補助金3,540万円、保険者機能強化推進事業委託料1,656万5千円、合わせて4,936万5千円を、第5款基金積立金では介護保険財政調整基金積立金7,390万6千円を、第6款諸支出金では国庫、県、支払基金への返還金で1億4,225万5千円を計上しております。

次に、議案第23号、平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書、1ページをお開き下さい。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ123万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ340万円とするものです。

4ページをお開き下さい。事項別明細書の歳入ですが、第4款繰越金では、平成29年度からの繰越金123万円を計上いたしております。一方、5ページの歳出では、第2款諸支出金として、歳入と同額の123万円を代官山墓地基金に積み立てるものです。

以上、議案第18号から議案第23号までの概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田太一） 提案理由及び議案内容の説明は終わりました。

上程議案第18号から第20号に関し、代表監査委員から決算審査の結果報告を求めます。代表監査委員、高橋瑞峰君。

○代表監査委員（高橋瑞峰） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成29年度坂井地区広域連合各会計決算審査の結果について報告いたします。去る7月13日金曜日に、広域連合事務所において、南川監査委員と平成29年度坂井地区広域連合各会計について決算審査を行いました。平成29年度は、総務管理では、職員の人事管理、福利厚生、給与、庁舎管理など広域連合の運営に関する事業を行っております。

代官山斎苑では、指定管理者による施設の管理運営が最終年度となり、指定管理者の評価及び次年度以降の指定管理者の選定が行われたところであります。

さかいクリーンセンターでは、し尿の収集量が減少したことにより、今後の収集運搬体制のあり方が課題となっています。

介護保険事業においては、新しい介護予防日常生活支援総合事業を開始したことで、地域の事業に応じた多様なサービス提供が可能となっております。介護保険給付費の適正化では、要介護認定やケアマネジメントの適正化、介護給付適正化システムトリトンモニターを導入して介護報酬請求の適正化などを実施しております。また、県の委託事業ではあるが、フレイル予防事業で、フレイルトレーナー及びフレイルチェックや住民啓発の担い手となるフレイルサポーターの養成を行っております。

こうした中、審査にあたっては、各課の施策及び予算執行が、関係法規に準拠し適正かつ効率的に処理されているかについて、関係証拠書類及び諸帳簿と符合し、詳細に審査いたしましたところ、適正かつ、正確に処理されておりました。それでは、決算の概要について申し上げます。

まず、一般会計の予算総額は、2億1,809万4千円で、それに対し決算額は、歳入で2億1,790万7千円、歳出で2億1,374万7千円となっており、予算額に対する割合は歳入で99.9%、歳出で98.0%となっております。歳入の主なものとしては、構成市負担金1億8,163万5千円、使用料及び手数料が1,961万9千円、国庫支出金及び県支出金は低所得者保険料軽減負担金でそれぞれ472万4千円、245万4千円となっております。

次に、歳出の主なものとしては、人件費が4,044万1千円で、議員、各種委員の報酬及び職員の給与などとなっております。物件費は、1億5,902万3千円で、代官山斎苑指定管理者委託料3,756万3千円、さかいクリーンセンター維持管理運営委託料8,620万5千円などとなっております。維持補修費は、167万5千円で、代官山斎苑火炉台車耐火物取替等工事費156万6千円などとなっております。補助費等は、さかいクリーンセンター周辺地区への環境保全維持管理負担金78万円などで、122万3千円を支出しております。積立金は、179万1千円で霊柩車購入基金に178万9千円、廃棄物処理施設整備基金に2千円を積み立てています。以上が一般会計収支決算の概要であります。

次に、各事業について申し上げます。総務管理では、メール無害化システム、インターネットリモート接続機器を導入して、各システムのウイルス感染防止策を講じています。代官山斎苑では、施設の老朽化に伴い予約表示システム、電動収骨台車の更新を行い施設の維持に努め、さかいクリーンセンターでは、し尿の収集運搬量の減少により、今後の収集運搬体制の見直しを検討するために調査業務をコンサルに委託しております。代官山斎苑やさかいクリーンセンターの維持管理運営業務は、順調に遂行されていますが、両施設ともモニタリングを実施しながら、今後も厳しいチェックをお願いいたします。また、各業務についても更なる効率化に努められるよう期待するものであります。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。予算総額は、116億5,326万7千円で、それに対し決算額は、歳入で111億8,972万円、歳出で108億6,921万7千円となっており、形式収支は3億2,050万3千円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で96.0%、歳出で93.3%となっております。

歳入の主なものとしては、自主財源においては、第1号被保険者に係る介護保険料24億6,607万6千円構成市負担金15億5,829万8千円などとなっております。依存財源においては、国庫支出金24億3,031万8千円、支払基金交付金28億6,107万円、県支出金15億3,365万3千円となっております。なお、介護保険料の収入未収額は、6,403万6千円となっており、今後とも、収納率の向上に、なお

一層の尽力を期待するものであります。

一方、歳出の主なものとしては、保険給付費が9億8,591万1千円で、支出総額の93.1%を占めております。内訳の主なものとしては、居宅介護サービス給付費3億6,418万3千円、施設介護サービス給付費3億4,711万円となっております。総務費は2億1,675万4千円で、内訳の主なものとしては、総務管理費1億5,845万8千円、賦課徴収費1,154万7千円、介護認定審査会費4,286万3千円となっております。地域支援事業費は5億2,805万円で、平成29年度より、新しい介護予防日常生活支援総合事業を開始したことで、構成市への委託料3億6,690万9千円、介護予防・生活支援サービス事業費1億6,052万3千円となっております。基金積立金は、介護保険財政調整基金に8,648万6千円、介護福祉推進基金に2,134万6千円を積み立てております。諸支出金は1億3,067万円で、28年度介護保険給付費等の精算による国、県、支払基金への返還金などとなっております。以上、介護保険特別会計収支決算についての概略であります。

今年度は給付費が1,479万円0.1%の減額となりましたが、これまでの事業効果等を十分に検証し、より適正な介護保険事業を推進されることを期待するものであります。

次に、代官山墓地特別会計について申し上げます。予算総額は、266万円で、それに対し決算額は、歳入で378万4千円、歳出で255万5千円となっております。形式収支は122万9千円の黒字となっております。また、予算額に対する割合は、歳入で142.3%、歳出で96.1%となっております。歳入の主なものとしては、墓地使用料及び維持費329万3千円、墓地基金利子1万2千円、繰越金47万9千円となっております。歳出の主なものとしては、物件費が206万4千円で、指定管理者委託料205万7千円などとなっております。積立金は49万1千円で、代官山墓地基金積立金であります。以上が、代官山墓地特別会計収支決算についての概略であります。代官山墓地についても、平成29年度は5年間の指定管理者による管理運営が終了し、平成30年度から新たな指定管理者による管理運営が始まるが、5年間の実績を踏まえながら、今後も効率的な管理運営を行うとともに、指定管理者に対して的確な指導監督に努められるよう願うものであります。なお、詳細につきましては、決算審査意見書を提出しておりますので、ご高覧いただきたいと存じます。

以上、概略的ではありますが決算審査の報告とさせていただきます。平成30年8月23日代表監査委員高橋瑞峰。以上でございます。

○議長（吉田太一）　ここで、代表監査委員の退席を許可します。大変ご苦勞様でし

た。

◇一般質問◇

○議長（吉田太一） 日程第4、これより一般質問を行います。一般質問は通告順に従い、15番、畑野麻美子君の一般質問を許可します。

○15番（畑野麻美子） 通告に従いまして、介護保険の広域連合体制について一般質問いたします。

坂井地区の介護保険が広域で行うようになったのは平成12年でした。当初は6町で運営されましたが、その後合併されあわら市と坂井市の2市となりました。それから介護保険は制度が何度も改定されました。その背景には、高齢化率や2025年問題とされていますが高齢者の責任ではありません。

さて、平成26年7月議会の一般質問で、同年6月18日に参議院本会議で強行可決されました「医療・介護総合法案」の問題点を指摘しました。その中で、この法案で「要支援者」は訪問、通所介護が保険給付で受けられなくなり、市町村の地域支援事業に置き換えられました。昨年より地域支援事業総合事業は、それぞれの構成市で実施されています。介護予防生活支援サービス事業の訪問型サービス事業、通所型サービス事業など、構成市によって取り組み方が違っています。このように介護保険を財源として構成市が実施している地域支援事業の重要度がますます大きくなったことから、介護保険が広域であることの意義を質問しました。前連合長は、広域化のメリットとして、財政運営の安定化、事務の効率化、保険料の均一化などがあげられ、広域連合を解体して構成市でやることのメリットが立証できるか疑問だと答弁されました。住民の立場からみて果たしてそうなのでしょうか。地域包括支援センターにしても構成市に委託され、坂井市ではさらに4地区に民間委託されています。在宅ケア体制整備においては広域連合が主体となって推進していますが、その体制を活用し、構成市が中心となって地域包括ケアシステム地域づくりを行っています。今後はさらに地域支援事業の強化が求められます。

そこでお尋ねいたします。介護保険における広域連合を解消することによって不都合なことは何ですか。一部の機能を残し広域連合を解消することを求めます。いかがですか。以上一般質問といたします。

○広域連合長（佐々木康男） 畑野議員の介護保険における広域連合を解消すること

によって不都合なことは何か。一部の機能を残し広域連合を解消することを求めるものご質問にお答えします。

介護保険制度は、超高齢社会における介護問題の解決を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、要介護者を社会全体で支援する仕組みとして創設されたものです。坂井地区では、介護保険事業に関して、平成12年度の制度創設当初から広域連合を設置し事業運営を行っていますが、事務及びコスト効率化の観点において、十分に効果があったものと認識しております。また、超高齢化および人口減少社会に対応できるよう、地域包括ケアシステムを実現することは、構成市であるあわら市坂井市における大きな行政課題となっております。当広域連合において、地域のマクロ的立場から、在宅における医療介護の連携強化、高齢者の自立支援重度化防止に資するケアマネジメントの質的向上の支援等、地域包括ケアシステム構築の一翼を担ってきたことの意義は非常に大きいものと認識しております。このことは、広域連合の設置によるメリットと捉えていますが、裏を返せば広域連合を解消したときのデメリットとなる可能性があると考えております。

さて、2025年には、いわゆる団塊世代が75歳以上となるほか、2040年には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれます。こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持し、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、地域包括ケアシステムをさらに進化、推進していくことが急務となっております。地域包括ケアシステムの実現に向けては、画一的な介護サービス等の確保のみに留まらず、それぞれの地域課題の把握、解決を行うとともに、高齢者、障害者、児童等を含む地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成していく視点が非常に重要であります。この課題に対処するため、あわら市ではたとえばあわら市まちむらときめきプラン策定事業、坂井市ではたとえば我が事丸ごとの地域づくり推進事業を実施し、住民が主体的にそれぞれの地域の課題を把握し、解決を試みる取り組みを行っております。このような背景を踏まえ、今後の目指すべき地域福祉行政のあり方も、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉といった縦割り型から、制度の垣根を取り払った包括的な支援体制構築の必要性を強く感じております。介護保険事業を担う当広域連合につきましても、超高齢化や人口減少等、社会情勢の大きな変化に的確に対応した地域福祉行政を実現していくため、その担う役割を柔軟に考えていく必要があると考えております。なお、広域連合の解消につきましても、各構成市が協議検討するべきものと考えておりますので、広域連合長として、言及できる立場にはないことをご理解いただきますようお願いいたします。

○15番(畑野麻美子) はじめにお断りをしておきたいのですが、決してあわら市と組むのが嫌ということではありません。それと今ほどの答弁の中でも地域包括ケアシステム構築の一翼を担ってきた、これは本当にその通りだというふうに認めますし、福井県でも坂井市が先進ということで見習っていきたいということも言われています。今までのことを否定しているわけではなくて、今後ですね、これから地域支援事業というのが構成市で実施されていくわけです。そのことについて今後の取り組みとして解消していった方がよりやりやすいのではないかというふうに思います。さきほどメリットは裏を返せば広域連合を解消したときのデメリットだと答弁がありましたけれども、それでは、今後の広域連合として地域支援事業など、地域包括支援センターなど、運営していく上にあたってデメリットとなることは何ですか。

○事務局長(岡弘和) ただいま、畑野議員から広域連合としてのデメリットがあるのではないかというご質問でしたが、介護保険法が創設された当時は行政に求められる役割というのは保険料の賦課と給付管理が主なものでしたが、畑野議員もおっしゃった通り法改正を何回か繰り返す中で、行政の役割も介護予防また地域包括支援センターの運営あるいは地域支援事業の実施等、多岐に及ぶようになってきました。特に第5期計画移行はですね、地域包括ケアシステムの推進が法的に位置付けられましてそれぞれの市町村ごとに地域包括ケアシステムをそれぞれの地域にあった形に構築することが求められるようになってきました。このような中で広域連合としてのデメリットとして2つばかり考えられるのかなと思います。

まず1つ目としましては地域包括ケアシステムの構築、進化、推進にあたっては介護保険財源を効果的に活用することが必要になりますが、介護保険料の算定も含めたファイナンス部分を広域連合が担っているということで構成市において将来的な事業費や保険料の見通しも含めた事業管理の困難さが生じているのではないかなと思われま

す。また2つ目としましては現在広域連合が所管している業務にも専門性が問われるものが増えておりまして、たとえばケアマネジャーに対するケアプランの質向上の支援はうちの事務職員が担当していますし、また介護保険施設で虐待事案が発生したときにもその対応としまして、うちの事務職員が行っている状況であるといったような、このような2つのデメリットと言えるかどうかわかりませんがこの2つが考えられるかなと思います。

○15番(畑野麻美子) 2つの広域連合としてのデメリットということをおっしゃ

したけども、これは解消されたときはメリットになると捉えればいいのでしょうか。

○事務局長（岡弘和） ファイナンスを広域連合が握っていて事業の実施は構成市が行っているということになりますと、これを解消したときはファイナンスの部分と事業実施主体が同一者となりますので、その辺のところは解消されるのかなという気はいたします。

○15番（畑野麻美子） さきほどの答弁の中でもあわら市はあわら市まちむらときめきプランという事業になってますし、坂井市でも我が事丸ごと地域づくり推進事業といいまして地域共生社会を目指すという今後の取り組みがあげられています。そういう点からも、ある程度広域連合の介護認定の機能とかあると思いますけどそういう機能を残して介護保険の部分だけは構成市で戻すことがより住民サービスにとってもよいのではないかというふうに思います。さきほどの答弁でも制度の垣根を取り払った包括的な支援体制の構築が必要というふうに書いてあります。

それで、要求ですけども、広域連合長として構成市のそれぞれの市長さんと一度話し合いをもってはどうかというふうに考えますがその点はいかがでしょう。

○広域連合長（佐々木康男） 広域連合を設置するというにあたりましては、当初いろいろ議論をされてこういう組織ができております。その間、紆余曲折はあったものの、広域連合としての機能は十二分に達していると思います。ただしさきほどおっしゃっている、たとえばあわら市におけます、まちむらときめきプランというのは、なにも介護保険のためにやるのではなくて、あれはあくまで地域各集落のコミュニティの維持とか再生という中で健康作りであるとかお互いの支え合いという中での会話とか、そういうのがあるということで、そういう部分も担うということで、こういう事業をその事業でやるとかっていう議論はあわら市内でも議論されておられません。その一部を担えるかなと、というのは多岐にいろいろ細かくなっているからでございます。私の立場ではですね、これはあえて今、構成市側に行ってですね、これを解消について議論をどうでしょうかともちかける意味は現時点では理由がないというか、というふうに僕は考えています。

○15番（畑野麻美子） さきほどの地域共生社会を目指すという、さきほどのときめきプランとかそういうことですけれども、それもやはり介護保険と全く関係がないわけではなくて、さきほども言いましたけれども、地域の課題を把握していくということ

では介護保険として今後は大変重要なことになってくると思います。今までの取り組みではなくて今後の取り組みにおいて介護保険の部分で見直しをしていくことは大事なかなと思います。このままいってもいろんなこれからもっと細かい構成市での地域支援事業が含まれてくると思います。たとえば本当に小さなことですけども、おむつなどもあわら市は無料で配布してますし坂井市は1割負担となっています。そうなりますと、今回何度か高齢者の人から言われましたが、なんであわら市はこんなにいいのに坂井市は、おむつがなぜもらえるのとかね、そういう細かいことも出てきます。だから介護保険の部分は構成市におろしてしっかりと独自で取り組んでいくことが大事かなと思います。今話し合いする必要はないと言われましたけども、私としては今後は話し合いをしていく必要性が大きくなってくると思いますので是非もう一度考え直してトップ会談ですか、やっていただきたいと、是非検討していただきたいのですがいかがでしょうか。

○広域連合長（佐々木康男） 私は坂井市のことをとやかく言う立場ではございませんので、広域連合としてやるのは広域にわたり処理することがいいという部分についてやっているのをございます。その中で、1から10まで一緒なことはできるわけもなく財源的にも財政的にも違います。人口規模も違います。抱える地域の課題も違いますので、そこは差が出て仕方がないことで、そういうことがあるから、全体は解消してやればいいんだということ自体が、ちょっと、そういう考えが早計じゃないかなと思います。じっくりと状況をみないとですね、まだ地域包括ケアシステムについてはほぼできてきたとはいうものの、さきほどから言いますように、もっと細かく進化してって、この坂井エリアの地域包括エリアが福井県内であるいは全国で最もうまくいってるんだとなってるんならどうか知りませんが、まだまだ途中の中で各市の中にもっていてもですね、そういうノウハウ的な部分はこれまでの経過上ありませんので、こちらがもっている部分は大きいものですからそれを分割するわけにもいきませんし、まだそういうことを私の立場から坂井市長さんにこれはどうでしょうかと申し上げるつもりはございません。

○15番（畑野麻美子） 福井県内でも広域連合になっているのは坂井地区だけです。これはやはり住民にとって身近なサービスがよりきめ細かくできるということで、介護保険の部分は構成市に移していくことがこれからの方向性ではないかというふうに考えます。いずれ構成市の市長さんどうしの話し合いがもたれることを期待して一般質問を終わります。

○議長（吉田太一） 続いて通告順に従い、4番、室谷陽一郎君の一般質問を許可します。

○4番（室谷陽一郎） 通告順に従いまして4番室谷陽一郎が一般質問いたします。

今年の4月に開始されました第7期介護保険事業計画について質問いたします。第7期介護保険事業計画書の計画の策定にあたっての章に、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にするためにこの地域包括ケアシステムをさらに進化推進していく必要がある旨が述べられています。いわゆる団塊の世代が75歳を迎える平成37年度に向け、地域包括ケアシステムを実現達成するために平成30年度から32年度までの3年において進化推進機関として位置付け、第7期介護保険制度介護保険事業計画が策定されたと述べられております。私もそのことを理解しております。その理解の上で本事業計画について連合長に以下の質問をさせていただき、その方向性の確認と事業達成の連合長の意気込みをお聞かせいただきたいと考えています。

1つ目の質問。計画策定にあたりパブリックコメントの募集が行われ、1件のコメントが寄せられたと聞いています。若干さきほどの畑野議員とかぶる部分がありますが、コメントの要旨として各構成市において高齢化率も違い、地域事情の違いにより給付費も違います。よって保険料も構成市で違えるべきではないかとのことです。このパブリックコメントに対しての連合長のお考えをお聞かせ下さい。

2つ目。第6期計画期間に新たな施設サービスの整備は行っていません。また第7期介護保険事業計画に基づき事業候補者を公募されましたが、看護小規模多機能型居宅介護1か所、定期巡回随時対応型訪問介護看護3か所の募集において応募がありませんでした。この応募がなかった現状をどのように考えるのか、また今後の対策対応をお聞かせください。

3番目の質問です。介護人材の確保養成及び資質の向上の項目で広域連合では介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けた取り組みを検討実施するとありますが、どのような検討実施があったか、もしくは考えているかをお聞かせください。また、元気な高齢者等の介護保険サービス事業所等への就労を支援しますとありますが、どのような支援を実施または検討しているかをお聞かせください。

最後に4番目。平成29年4月から各構成市で介護予防日常生活支援総合事業が開始されました。この事業開始の意図するところについて連合長の考えをお聞かせ下さい。また、この総合事業と介護保険事業との関連、関係についてご説明下さい。以上4点質問いたします。

○広域連合長（佐々木康男） 室谷議員のご質問にお答えします。

1つ目の計画策定にあたり実施したパブリックコメントに対する考えについての質問にお答えします。介護保険料の次期算定は、第8期介護保険事業計画の策定年度である平成32年度を予定しております。その際には、従前どおりの地区一律の介護保険料に加え、あわら市、坂井市それぞれの介護保険料を算定しお示ししたいと考えております。その算定結果を踏まえ、議会、構成市、介護保険運営協議会、第8期介護保険事業計画策定委員会等のご意見や議論を十分に踏まえたうえで、介護保険料のあり方の方向性を見出していければと考えております。

2つ目の第7期介護保険事業計画に基づく介護保険事業整備目標の未達成事業に係る対応策についての質問にお答えします。介護保険事業計画では、日常生活圏域ごとに、地域包括ケアシステムの構築に必要な地域密着型サービス等の整備目標を定めています。今年6月に第7期計画期間における地域密着型サービスの公募を行いました。看護小規模多機能型居宅介護及び定期巡回随時対応型訪問介護看護への応募はありませんでした。地区内の介護保険サービス事業者等にこれらの事業に参加しない、あるいは参加しにくい理由をお聞きしたところ、介護人材確保の困難さ及び地域密着型サービスの事業規模や活動圏域が限定的であることによる採算性の課題があるとのことでした。応募のなかった地域密着型サービスへの参入促進については、これらの課題への対応が必要であると認識しております。当広域連合では、今後も引き続き、国、県、構成市との連携のもと、介護人材の確保に取り組むとともに、制度上可能である地域密着型サービスにおける保険者独自の報酬導入を検討したいと考えております。そのうえで、来年度以降も、定期巡回随時対応型訪問介護看護および看護小規模多機能型居宅介護の公募を行ってまいります。

3つ目の介護人材の確保養成及び資質の向上についての質問にお答えします。まず、介護ロボット等の先進的な技術の導入促進に向けた取り組みについての質問にお答えします。地区内の複数事業所では、既に、国庫補助金の活用によって、要介護者の移乗支援等を容易にするマッスルスーツや睡眠、起き上がり、離床等の状態を管理できる非装着型睡眠計等の介護ロボットを導入しています。介護ロボットを導入した事業所からは、介護職員の業務負担の軽減に、ある程度の効果があったとの報告を受けています。また、介護ロボットの導入には、先般の介護報酬改定により、介護老人福祉施設等で見守り機器等の導入を行い、夜間の効果的な介護体制を実現した場合に、夜間職員配置加算の算定要件が緩和される等、経営面からもプラスに働く利点があります。今後は、地区内の介護保険事業所に対して、介護ロボットの有効活用事例等の情報提供を行うこと

で、介護ロボット導入の働きかけを行ってまいりたいと考えております。次に、元気な高齢者等の多様な人材の就労支援についての質問にお答えします。要支援者等に対しての買物、掃除などの生活援助を行う総合事業訪問サービスについて、専門資格を有しない方であっても、当広域連合が指定する研修を受講いただくことで、業務に従事できるよう従事者要件の見直しを行っております。今年10月には、当広域連合が実施主体となり、従事者研修会の開催を予定しています。この取り組みが進み、元気な高齢者等の雇用が進むことで、専門職以外の方が要支援者の生活支援を担い、専門職の人が重点的に要介護者の生活支援を担うといった効率的な職員配置にシフトチェンジしていくものと期待しております。

4つ目の介護予防日常生活支援総合事業等についての質問にお答えします。まず、総合事業の意図するところの見解についての質問にお答えします。平成27年4月の介護保険法の改正により、平成29年度までに、全ての市町村において、総合事業を開始することが決まりました。当坂井地区では、平成29年4月に総合事業を開始したところでございます。国が総合事業を開始したことの意図としては、全国一律のルールによって提供されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護等に加え、それぞれの市町村の考えにより、地域の課題や実情に応じた、より柔軟かつ多様なサービスを創出し、充実する方向に向かわせることを目的としているものと理解しております。このことは、市町村が中心となり、住民等の多様な主体が参画し、地域の実情に応じた支え合いの体制づくりを推進することにおいて、非常に意義のあることと認識しております。次に、総合事業等における広域連合と構成市との関係についての質問にお答えします。総合事業等における当広域連合と構成市との役割につきましては、業務の効率化が図れるよう、当広域連合において、介護給付や従前の介護予防給付からの流れをくむ総合事業の訪問型サービス、通所型サービス等の給付業務を担っています。一方、構成市においては、総合事業を活用し、それぞれの地域の実情に応じた支援サービス等を新たに創出し提供することで、地域包括ケアシステムの進化推進を図っていく役割を担っています。このように、広域連合と構成市が互いに連携を図り、介護保険事業を効率的かつ効果的に実施することで、当坂井地区の皆様がいつまでも元気で安心して暮らせる地域の実現に全力で取り組む所存でございます。

○4番（室谷陽一郎）　　まず1番目の質問に対してのパブリックコメントで述べられた案件ですが、決して私はこれは同意し推進するという推進を促すという意見ではございません。今後こういった論議があるかと思ひ、また第7期介護保険事業計画の開始に合わせて連合長のお考えをお聞かせいただきました。今後は議員間においても議論する

内容であります。私におきましてもしっかりこの制度を理解し、実際の現場の状況を見、制度そのものを熟慮したうえで、このことを懸案として考えていきたいと思っております。ただこのものに関しましてはやはり持続可能性の維持の観点、そしてまた平成37年度以降のその先の人口そのものが減少した時代においてどのような人口構成になるかということも理解したうえで今後のあるべき姿というものを熟慮していきたいなと思っております。私自身も今後の懸案事項として、また考えがまとまった次第において、議論の対象として提案したいと思っております。

2つ目の質問でございますが、お聞きしましたところ来年も公募にかけるといふことだと思います。具体的になるんですが、お話の中に、報酬等の、要するに、介護の人材の確保と、そして生産性ということが今回応募のなかった理由であったということが連合長から伺いましたが、その1つとして報酬制度というものも利用できるものなら利用したいと答弁いただきましたが、これは実際に来年度応募をかける際に、そういったことの前にやられるんでしょうか。それとももう一度同じような条件で応募しそれでダメな場合はそういうことを考えるという、実際のアクションの程度ですね、そのところをわかる範囲でお答え願いたい。こういったサービス施設ができないということは基本的には第7次事業計画そのものが破綻していくわけですから、やはりこういった計画をしっかりと立てたわけですから、こういうのを実現するためにも何らかの手をうつべきではと私は考えます。具体的にできればお答えください。

○事務局次長（出島瑞恵） 今ほどご質問いただきました保険者独自の報酬導入の検討ということについてですが、これから報酬導入は検討していきたいと考えております。ただその報酬導入するということはどういった結果でまたそのうえで検討結果がどうなるかというのはわかりませんので、報酬導入は検討していきたいと思っております。それから来年度以降も公募は行っていきますので検討はさせていただきます。

○4番（室谷陽一郎） いろんな諸事情があると思えますし、いろんな知恵を絞りデータを作ってこの第7次介護保険事業計画を立てたわけですから、やはり達成するということを目指していただきたい。そのためにできる範囲で広域連合としていろんな制度を駆使しながらこういった設備を通して来る平成37年度のとこをどう迎え撃つかということなのでしっかりと取り組んでいただきたいなと思っております。単純にこなかった応募がなかったというだけでは済まされない問題が平成37年にやってくると私は理解しております。

3点目の質問につきましては先進技術の導入促進ということで進めていただいている

ということで、特に私も人材確保においては期待するところがございます。またそれは元気な高齢者の介護保険サービスへの就労参加の支援にもつながっていくと考えますので、この件はITAE、AIとかそういった技術がどんどん進む中で、介護保険の技術先進国日本というものを目指してがんばっていただきたいなと思います。要望になりますが元気な高齢者、もちろん参加していただいている実態があるわけですが、この実態調査、どういった効果、問題があるかということも今から調査対象にさせていただければと思います。NHKの番組でそういったことを頼らざるを得ない市町村がということで特集でしたが、それはそれなりにその元気な高齢者もまたどんどん置いていく、その中でいろんな諸問題が起こっていくということが浮き彫りにされておりました。といった意味でその辺の実態等をですね調査し今後のことの改善に努めていただきたいなと思います。

4番目の質問だいたい理解できました。総合事業ということで地域の特性、地域主体なことがということがありますが、基本は要支援から要介護、また要介護が重度化していく、これを絶対防がなくちゃいけない、まずはそういった介護にならないための防波堤として、まずはスピードアップした、そういった制度が必要だと思います。介護認定の会議を受けずにチェックリストですすめていく総合事業というのは歓迎すべきものであり期待するものがございます。以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田太一）　ここで暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長（吉田太一）　休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて通告順に従い、1番、堀田あけみ君の一般質問を許可します。

○1番（堀田あけみ）　通告順に従いまして1番堀田あけみ、一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、フレイル予防事業の取り組みについて。29年より県のモデル地区として坂井地区がフレイル予防事業を開始しフレイルトレーナー、フレイルサポーターの養成を行ってきました。29年度では2名のフレイルトレーナー、あわら市12名坂井市21名のフレイルサポーターが認定され5回のフレイルチェックを実施してきました。この予防事業の取り組みから見えてきたことはどういうことでしょうか。またどういうことが必要と感じましたか。また30年度は構成市が事業に取り組むということですが、約4か月が過ぎ広域としてこれからどのように関わっていくのでしょうか。

2つ目の質問に入ります。介護保険料の今後の見込みにつきまして。介護保険料は福井県の中では坂井地区はほぼ平均的金額であり、今回標準で200円の値上がりは評価すべきと思いますが、市民から厳しいという声が聞かれます。介護保険料がこの先団塊の世代が75歳以上になる7年後には現在の金額以上の保険料が考えられます。現在でも介護保険料が大きな負担となってきました。しかし必要な介護サービスの充実は今後も欠かせない取り組みではありますが、同時に介護給付費の増は保険料に影響してくるのではないのでしょうか。今後保険料の増を少なくするため、また介護保険制度が持続可能であるためには介護予防や重度化防止の取り組みはさらに求められます。広域連合として今後の介護保険料の見込みをどのように捉えていますか。介護サービスの充実と共に介護予防や重度化防止の取り組みをどのように考えているのでしょうか。

○広域連合長（佐々木康男） 堀田議員のご質問にお答えします。

1つ目のフレイル予防事業の取り組みについての質問にお答えします。まず、平成29年度のフレイル予防事業の取り組みから見えてきたことについて、お答えします。坂井地区におけるフレイル予防事業ですが、福井県と東京大学高齢社会総合研究機構が総合長寿学共同研究協定を締結したことを受け、当地区をモデル地区として、昨年度から事業を開始しております。フレイルとは、年をとって心身の活力が低下した状態のことを言います。要介護者の多くが、健康な状態からフレイルの段階を経て、要介護状態に陥ると考えられています。フレイルの兆候を早期に発見して、日常生活を見直すなどの正しい対処をすれば、フレイルの進行を抑制したり、健康な状態に戻したりすることができます。東京大学が推奨するフレイル予防事業では、東京大学が開発したフレイルチェックを定期的を実施することで、高齢者自身が自らの健康状態等を把握し、自発的な健康づくりを進めることを目的としています。また、市民サポーターであるフレイルサポーターがフレイルチェックの実施を担うことが大きな特徴となっています。さて、昨年度は、事業初年度ということもあり、フレイルチェック実施体制の構築を目的とし、事業の主役であるフレイルサポーター及びフレイルサポーターの養成支援を担うフレイルトレーナーの養成に取り組んでまいりました。本年度も新たなフレイルサポーターの養成を行っており、これまでにあわら市21名、坂井市42名のフレイルサポーターが誕生しています。また、昨年度には、養成したフレイルサポーターが中心となり、あわら市1か所、坂井市2か所で計5回のフレイルチェックを実施しております。フレイルチェックの回を重ねるごとに、フレイルサポーターの技術は著しく向上してきており、フレイル予防事業を本格稼働する体制が整ってきているものと認識しております。これまでのフレイル予防事業の取り組みを通じまして、私自身、フレイル予防の有効性を再

認識しており、介護予防施策の中でも、とりわけフレイル予防に係る市民の理解を図ることが、ますます重要になってくるものと考えております。次に、フレイル予防事業について、広域連合と構成市がどのように関わっていくのかとの質問にお答えします。構成市では、今後の取り組みとして、フレイルサポーター等との連携のもと、隣近所への口コミによる普及活動、老人会や自治会、まちづくり協議会等との協働による講座開催等により、草の根的にフレイル予防に係る市民への周知を図る予定でございます。また、市民への周知啓発を呼び水として、よりフレイルに関心の高まった市民を対象にフレイルチェックを実施していく方向で、今後の事業を展開したいと考えております。一方、広域連合では、フレイルサポーターの技術的向上を目的としたステップアップ研修会の開催、フレイルサポーター同士の情報交換等を目的とした交流会の開催等、構成市のフレイル予防事業が円滑に進むよう、後方的な支援を担ってまいりたいと考えております。

2つ目の介護保険料の今後の見込みに関する質問にお答えします。まず、広域連合として、今後の介護保険料の見込をどのように捉えているのかとの質問にお答えします。今後の坂井地区における介護保険料の見込みですが、第7期介護保険事業計画において、第9期計画期間に該当する2025年度の介護保険料基準額を月額7千2百円と予測しています。これは、現在の基準額よりも1千2百円上昇するものでございます。しかしながら、これまでに取り組んできた高齢者の介護予防に加え、要介護者等の自立支援、重度化防止等にしっかりと取り組むことで、介護保険料の上昇を抑制することは可能であると認識しております。次に、介護サービスの充実とともに介護予防や重度化防止の取り組みをどのように考えているのかとの質問にお答えします。構成市では、地域支援事業の財源を活用し、介護予防等に取り組んでいますが、新たにフレイル予防事業の取り組みが始まったことで、その事業効果はより高まるものと考えております。また、広域連合では、自立支援、重度化防止を目指したケアマネジメントが実践されるよう、地区内の居宅介護支援事業所を対象にケアプラン点検を実施し、ケアプランの質の向上に取り組んでおります。そのほか、高齢者の自宅や通所事業所等において、リハビリテーション専門職、栄養士等の専門職種が、専門的な見地から自立支援、重度化防止に向けた助言指導を行えるよう、構成市等との連携のもと、地域におけるリハビリテーション支援の新たな仕組みを構築しているところです。一方で、要介護者等の自立した生活を地域で支えるには、介護保険サービスの充実や専門職種の関与のみならず、近隣同士の助け合いや高齢者同士の趣味、地域活動を通じた仲間同士の助け合い等、地域コミュニティによる互助活動を育んでいくことも必要と考えております。各地域の実情に応じて、地域コミュニティの醸成や高齢者サロン等の地域資源の充実を図ることで、高齢の方が住み慣れた地域で可能な限り自立した日常生活を営むことが可能になります。その結果

として、介護保険料の上昇抑制につながっていくものと考えております。

○1番（堀田あけみ）　まずフレイルの一番はじめのフレイル事業の取り組みから見てきたことということなんですが、答弁の中でフレイルトレーナーフレイルサポーターの養成という点では事業としては達成し有効性が見えてきたということは具体的に成果もあったというふうに理解してよろしいですか。

○事務局次長（出島瑞恵）　成果があったということにつきましては、こちらの方では成果があったと認識しております。

○1番（堀田あけみ）　1年という短い期間の中で成果が見えにくいものだと思いますし、これから構成市の方にしていくということになりますと、これからが本当の成果が見えてくることになるかと思えます。2つ目の質問で研修会とか連携という形で構成市と広域連合とが関わっていくということなんですが、技術的公助を目的とした研修を開催するということが含まれておりましたが、サポーターの中にはフレイル予防に対する意識の持ち方が多少温度差があると思えます。そういうことを踏まえまして今後この連携していく中でサポーターの方の意識づけということも講習会の中に含まれるのでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵）　意識づけということでおっしゃったと思うんですが、うちの方でステップアップ研修会は開催させていただきます。そちらにつきましては、どちらかという技術的公助を目的にいたしております。合わせまして連合長の答弁にもございましたがフレイルサポーターどうしの情報交換等を目的といたしました交流会というのもこちらで開催をさせていただく予定をしておりますので、そちらの中でサポーターどうしでまたそれぞれの取り組みや考え方を共有することでフレイルサポーターとしての意識が高まるのではないかと、またフレイルサポーターがフレイル予防にかかる活動を通じまして自分が担う役割にやりがいや誇りをもって地域でいきいきと活動を続けていくことでまたフレイルサポーターとして更なる意識向上につながっていくのではと考えています。

○1番（堀田あけみ）　なかなかフレイルサポーターの方も年齢がいつておりますのでこのくらいでいいかと思う人と、もっと上をと考える人には温度差がありまして理解

する力も、失礼なんですけど差があると思いますので、そのところは広域として同じくらいのレベルぐらいにまでは引き上げていただければありがたいかと思います。そのうえで今後、広域として構成市に望むことはございますか。

○事務局次長（出島瑞恵） 望むことですが、これからは構成市が主体となって事業を進めていきます。それぞれの地域に応じた実情といいますか地域資源も違うかと思えます。そこに合わせたやり方で、まちづくり協議会にお声かけしていくとか、老人会だったりそういったことに取り込んでっていうこともあるかもしれませんが、周知を図っていきみなさんに理解を深めていただき事業を進めていただきたいなと思います。

○1番（堀田あけみ） 支援をよろしくお願ひしたいと思います。次の質問にまいりたいと思います。さきほど室谷議員の答弁の中に保険料のことが出まして、32年からは一律ではなくて地域に合わせたというような答弁でしたが、それを踏まえて7千2百円という数字は、そういうことを踏まえた数字ですか。それともそれを考えずに、考えずっていうとおかしいですけど、対象としなくて、一般的な数字で7千2百円という数字が出たんでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） この事業に関しては今から進めていくことにもなりますのでそれがどういった効果、どういった給付費になるかっていうのはまだ今の時点での7千2百円というふうに捉えておりますので、今後のそれぞれの働きかけによってまたその金額っていうのは変わってくる、必ずしも7千2百円というふうな感じではございません。それからさきほどの室谷議員さんの保険料を変えるのかっていうことについてのこちらの方でお答えしたっていう内容ですけども、8期でまた保険料というのは改正、見直しを考えているという中で、今まで従来通り一律の介護保険料もお出しさせていただきます。それに加えてあわら市坂井市それぞれの保険料も参考ということでお示しさせていただきますこうと思っています。8期でそのまま変えていくのかということではなく、どちらもお示しさせていただきたいと考えています。

○1番（堀田あけみ） 少子化、人口減少、大きな社会問題となっておりますが、ますます深刻化していくうえで、今後の取り組みは本当に重要なことだと思います。これによって介護保険料の金額も変わると思えます。次の質問なんですけど、重度化防止、これもこれから必要なといいますか絶対しなくてはいけない取り組みだと思っています。

リハビリなどのような仕組みというものを実施するという言い方をされたかと思うんですが、いつ頃考えているんでしょうか。

○事務局次長（出島瑞恵） 連合長の答弁の中にありました地域におけるリハビリテーション支援の新たな仕組みということでよろしいでしょうか。今構築しているところということで具体的にいつ頃かということについては、現時点において、仕組みは構成市との連携のもと構築しているところですが、実施主体につきましては構成市となります。具体的な開始時期につきましては現時点において広域連合としては情報は得ていないということでご理解いただきたいと思います。

○1番（堀田あけみ） 以前は一旦施設とか病院に入りますと、入院したときと比べて介護度がどんどん上がるというのが常でした。最近私の知ってる施設の中でリハビリに力を入れてまして、介護度が軽度化してるということを知っています。寝たきりだった人が起きれるようになったとか、杖でしか歩けなかった人が1歩2歩前に足を出せるようになったとか、リハビリの力はすごいと思いました。このPTを地域に派遣しましてリハビリを行ってるというのを知っています。地域と施設と一緒に取り組んでいるということですね。これは在宅医療介護連携推進事業の形ではないかと思っています。こういうことはこれから保険料の減につながるものだと思っています。在宅だけでなく入所してる方の介護度を軽度化する、重度化防止ということなんですけど、重くならないプラス軽くするという取り組みも考えていると思うんですが、その中で、PTSTOT、介護職員とかが、諸事情があって勤めていない方もたくさんいるんですね。ちょっとの間は勤められるけどという方が、そういう方の把握っていうのは広域ではどのように考えていますか。

○広域連合長（佐々木康男） 各施設によって実態が違うんですね。人材が集められないとか、施設的に不十分なところがありますので、一律にどうのこうのというのは難しいと思います。リハビリが大事なのはわかるんですが、リハビリできる人材の育成もする必要があり確保していかないといけない。働いてる人たち、モチベーションというのがございまして、若い人、年とった人いろいろ違うんですね。トータル的に現状に応じたことを我々も勉強する、構成市と共にですね、勉強して、今おっしゃるようなことを前に進めるよう努力します。

○1番(堀田あけみ) 自分たちもこういった世代に向かっていくことを考えますと、重要なことだと思います。慎重かつ早急にしていただきたいと思います。要望です。これで一般質問を終わります。

○議長(吉田太一) 続いて通告順に従い、14番、永井純一君の一般質問を許可します。

○14番(永井純一) 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。できるだけ早く終わりたいと思いますのでよろしくお願いします。

当広域連合ではこれまで在宅医療、介護連携の推進、昨年度からはフレイル予防事業など先進的に取り組まれています。今後の成果に期待しています。また、私が所属しております公明党では6、7、8の3か月間で全国で百万人訪問調査アンケート運動を行いました。その中の介護のテーマにおいて、地域包括ケアシステムについて言葉は知っているが中身について知らないとの回答が圧倒的に多かったです。

そこでお伺いします。1つ、在宅医療、介護連携の推進事業、フレイル予防事業のこれまでの成果と課題、これからの展開についてお伺いいたします。堀田議員と重なっておりますので回答は省略していただいても結構です。

2番目に、地域包括ケアシステム構築は、地域住民の理解や支援が不可欠と思いますが、当事者以外の方は理解が進んでいないのが現状ではないでしょうか。地域包括ケアシステムをはじめ在宅医療、フレイル予防、認知症などへの理解が深まるよう、さらなる周知を図るための対策が必要と思いますがいかがですか。以上一般質問といたします。

○広域連合長(佐々木康男) 永井議員の質問にお答えします。

1つ目の在宅医療介護の連携推進事業、フレイル予防事業のこれまでの成果と課題、これからの展開についてどう考えるのかとの質問にお答えします。在宅医療介護の連携推進につきましては、福井県と東京大学高齢社会総合研究機構との高齢者総合政策の推進に関する協定の一環として、平成22年度から、当地区を地方都市における在宅医療普及のモデル地区として、高齢者の在宅ケア支援体制の構築に取り組んでまいりました。この取り組みは、平成27年度をもって終了しましたが、その成果として、医療機関と介護保険事業者等の連携により、在宅医療と介護を一体的に提供する仕組みが構築されてきているものと認識しております。また、平成28年度には、当地区における在宅ケア支援体制をさらに推進することを目的として、坂井地区在宅ケア推進連絡協議会を設置し、医師会、歯科医師会、リハビリテーション専門職、栄養士会等との多職種連携の

一層の強化を図っているところでございます。在宅医療介護の連携推進に係る課題と今後の展開ですが、これまでに構築した在宅ケア支援体制のスキームを、住宅地や中山間地など、それぞれの地域の実状に応じて、より利用しやすく効果的な支援を受けることができるよう充実を図ることで、地域包括ケアシステムを進化推進していくことであると考えております。フレイル予防事業につきましては、昨年度は、事業初年度ということもあり、フレイルチェック実施体制の構築を目的として、事業の主役であるフレイルサポーターの養成に取り組んでまいりました。これまでにあわら市21名、坂井市42名のフレイルサポーターを養成しており、事業の実施体制は整ってきているものと考えております。フレイル予防事業の課題と今後の展開ですが、フレイル予防に関する市民理解の促進が重要であると考えており、今後は、構成市主導により、フレイル予防の周知啓発を図っていく予定となっております。また、周知啓発を通じて、よりフレイルに関心の高まった市民を対象にフレイルチェックを実施していくことを、今後の事業展開として考えております。

次に、2つ目の地域包括ケアシステムの構築には、地域住民の理解や支援が必要であるが、理解促進のための対策をどう考えるのかとの質問にお答えします。地域包括ケアシステムにつきましては、構成市であるあわら市及び坂井市の最重要課題の1つであると認識しており、その進化推進に取り組んでいるところでございます。地域包括ケアシステムの進化推進には、画一的な介護サービス等の確保のみに留まらず、高齢者、障害者、児童等を含む地域のあらゆる住民が役割や生きがいを持ち、共に支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成していくことが必要であり、言わば、地域づくりとしての側面が非常に強いものと理解しております。その実現に向けては、議員ご指摘のとおり、地域住民の理解と協力を得ることが大切であります。あわら市ではあわら市まちむらときめきプラン策定事業、坂井市では我がごと丸ごとの地域づくり推進事業の実施等を通じて、地域住民を巻き込み、住民等が主体的にそれぞれの地域の課題を把握し、解決を試みる取り組みを開始したところでございます。当広域連合としましては、当地区におけるマクロ的立場から、医師、歯科医師、リハビリテーション専門職、栄養士等多職種間の連携強化、高齢者の自立支援重度化防止に向けたケアプラン作成の支援等に取り組むことで、地域包括ケアシステム構築の一躍を担ってまいりたいと考えております。

○14番（永井純一） 今日質問したことはこれからの介護保険制度の維持あるいは推進にとって大事だと思いましたのでお聞きしました。他の議員の質問もそうなんです、連合長の回答をお伺いしてますと、広域連合の役割というのか、ある意味、使命の

大きさというの浮き彫りになったのかなとも思いますし、構成市の役割というの重要だと感じておりますので、さきほどお答えはありましたけど、これまで広域で進められてきたね、いろんな連携の事業とか、素晴らしいことだと思いますし、意外と中に入るとわからないんですが、県内、県外から坂井広域連合って素晴らしい取り組みをされてるというふうに評価をされております。これからも推進していただきたいと思いますが、1つ浮き彫りになったのは、構成市のこれからの取り組みの大事さというのが重要でございまして、広域のメリット、観光でも経済でもそうですよね、メリットとその地域ががんばらなければいけないことというのは当然あるわけで、これからの坂井地区広域の介護保険制度のしっかりした安定持続のために、広域のメリットを活かしながら構成市のメリットも今一度見直しをしてね、これはしっかりと構成市で取り組んでいかなければならないと、そこから財源とかいろんな事業とかね、こういうものが地域で構成市でやっていかなければいけないということも出てくると思いますので、そういった意味で広域連合と構成市のやっぱり話し合いとかね、するべきじゃないかと思うんです。さきほど解消という話まで出ましたが、決してそうではなくてメリットを活かしながら財源構成も考えたあり方だね、議論をしていい制度というか、広域連合の職員の皆さん非常に熱いものをもってらっしゃって、いい想いももってらっしゃるので、それを發揮していくためにも、今見直しをね、その面でもしっかりとしていかなければいけないと思うんですけども。連合長いかがでしょうか。

○広域連合長（佐々木康男） おっしゃる通りだと思います。十分理解もできますし私もそのように考えております。今後高齢者人口が増える中で、広域連合の担う役割、構成市が担う役割も重要となっておりますので十分に連携しながらしっかりと目を向けてまいりたいと思います。広域連合として単に給付金を集めるというのではなく、たとえば坂井市がやっていることでいいものがあれば、あわら市でもやった方がいいとか、ここはバラバラより一緒にやった方がいいよとか、それは広域連合がある存在価値としてありますので、それも踏まえてこれからもしっかりと積極的に前に進みたいと思います。

○14番（永井純一） 最後にしますけれども、これからますます構成市というのがまちづくりでありますし、地域包括支援センターも今福祉的な役割も入ってきましたので、介護なんですけどそのことが健康予防やまちづくりとかね、いろんなところで関わってくるのが当然な時代というか、なってきましたので、地域でやることの見直しというのをしっかりと連合長も副連合長も構成市で議論する場を設けていただいて、市民

にとって皆さんにとっていい制度であり続けるように、介護保険料とかそういったものにも反映してくるので、あらに構成市の力が発揮できるような体制をお願いして質問を終わります。

○議長（吉田太一） 続いて通告順に従い、12番、川畑孝治君の一般質問を許可します。

12番（川畑孝治） 介護タクシーについて質問をさせていただきます。高齢者の介護を在宅で介護をしている人が多くいます。要介護の高齢者には月に1ないし2回病院に通院している方が多くおられ、家族などが送迎できる場合はまだよいが、車椅子での生活者や送迎者がいない高齢者は介護タクシーなどに頼るしかないのが現状です。私自身も昨年から自宅で母を介護していますが、月に1回の病院は欠かせません。そういったことで、私も助手席側がフルオープンに開く車にかえたところでありました。実際介護タクシーをされてる方にお話を聞くと、多くの方が利用されてる部分もありますし、実際車椅子で運ばない場合は自宅での車椅子から乗用車に乗せるときに、また病院に着いてから病院でまた車椅子に乗せるときに非常に介護者の負担も大きい、そういったことを聞いておりますし危険であるということも聞いております。また現在この介護タクシー、個人タクシーの取り扱いだそうです。住んでいる人にとっては非常に高額なタクシー代が必要になってくるのではないかと思います。すべての要介護者とは言いませんが本当に必要とする介護者において、当然ケアマネさんを通じての判断になると思いますが、そういった方々に介護タクシー利用を、無料にするとは言いません。介護保険料の対象として対応できないのか質問をさせていただきます。

○広域連合長（佐々木康男） 川畑議員の車椅子での生活者や送迎者がいない高齢者が介護タクシーに頼るしかない現状において、介護タクシー利用を介護保険の対象にできないかとの質問にお答えします。要介護者の方の在宅介護において、通院送迎が、家族にとっての大きな負担になっていることは、重く受け止めております。要介護者の方が車椅子等で外出する場合の移動手段としては、車椅子に乗ったままの状態に乗降することができる介護タクシーがございます。当地区においては、要介護者の方の生活の足として、介護タクシーが多く利用されております。介護タクシーでの移動につきましては、介護保険制度等が適用されませんので、乗車運賃が実費としてかかってまいります。また、介護保険制度には、要介護者の方が自宅から病院に移動するための外出支援として、訪問介護サービスがあります。訪問介護サービスでは、通院外出のための着替えや

乗車、降車の介助など移送前後の外出に要する身体介護が支援の対象となります。このため、通院等のために介護タクシーを利用する場合には、介護保険制度をうまく活用することで、要介護者本人の移動負担や家族等の介護負担を少なからず軽減することができるものと考えております。なお、要介護者を含む市民の地域交通に関する課題につきましては、それぞれの市の地域交通等の実情に応じて対応すべきものであり、市の交通政策等において取り組んでいく必要があると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。あわら市におきましては、身体障害者等の場合で、障害者手帳所持者につきましてはあわら市の福祉タクシーの利用ということで、その中で介護タクシーの利用も認めていると、そういう状況でございます。

12番（川畑孝治） 連合長がおっしゃったように現在構成市においては福祉タクシー事業が行われておりまして坂井市においても障害者の方に対しての福祉タクシー事業があります。やはり必要とされての事業ではないでしょうか。今介護保険においても、たとえば紙おむつの支給事業、こういったことも在宅での介護をしている人にとっては当然必要でありますしありがたい制度であります。この通院のための介護タクシーの利用であります。今後とも在宅での介護を進めていくうえでは不可欠なこととなります。ですから通院支援とか、そういった仕組みもわかりませんが、もっとわかりやすいようにせめて月に1回1往復程度の介護タクシーの利用、他の介護保険制度では利用しなくても当連合においては採用を検討してもよいのではと思いますので改めて連合長の考えをお聞かせ願いたい。

○広域連合長（佐々木康男） 現状です。即導入というわけにはいかないと思います。全国の状況であるとか、各市町の状況を少し勉強させてください。

12番（川畑孝治） 行政の得意技というか何というか、よその町のことを調査してからやる。よその町がやってなくても必要とされることは広域連合が先端を走ってやるのもよいことではないでしょうか。その実例が地域包括ケアじゃないですか。よそがやってなくてもここはやった。それが全国のモデルになった。どこかがパイオニア的に先進的にやらなくてはものごとは進んでいきません。いろいろ制度の中で可能かどうか今回質問のために中央での考えを聞いてこなかったのが準備不足でしたが、今後において検討をお願いしまして私の一般質問といたします。終わります。

○議長（吉田太一） 以上で一般質問を終結いたします。

◇議案第18号から議案第23号の質疑、討論、採決◇

○議長（吉田太一） 日程第5、議案第18号、「平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第18号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第18号、「平成29年度坂井地区広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（吉田太一） 日程第6、議案第19号、「平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第19号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第19号、「平成29年度坂井地区広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（吉田太一） 日程第7、議案第20号、「平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第20号を採決いたします。本案は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第20号、「平成29年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに決定しました。

○議長（吉田太一） 日程第8、議案第21号、「平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第21号を採決いたしま

す。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第21号、「平成30年度坂井地区広域連合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第9、議案第22号、「平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第22号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第22号、「平成30年度坂井地区広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

○議長（吉田太一） 日程第10、議案第23号、「平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田太一） 討論なしと認めます。これより、議案第23号を採決いたしま

す。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田太一） 起立全員です。したがって、議案第23号、「平成30年度坂井地区広域連合代官山墓地特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

◇閉議の宣告◇

○議長（吉田太一） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これにて、会議を閉じます。

○議長（吉田太一） 広域連合長より発言の申し出がありますので、この際これを許可します。広域連合長、佐々木康男君。

◇広域連合長閉会挨拶◇

○広域連合長（佐々木康男） 閉会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。議員各位には大変お忙しい中、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。特に平成29年度決算をはじめ、提出いたしました議案すべてをご承認いただき心から感謝申し上げます。なお、本会議を通じ、議論のありましたご意見につきましてはこれを十分に踏まえ今後の広域連合運営に万全を期してまいります。最後になりますが、まだまだ暑い日が続きます。議員各位におかれましてはお体にご留意いただき引き続き当広域連合に対してご理解とご協力を賜るようお願いを申し上げます。簡単ではございますが閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（吉田太一） 本日はご審議、妥当なる採決をありがとうございました。お盆を過ぎても猛暑日が続いております。議員各位におかれましてはあわら市議会、坂井市議会9月定例会に向けて忙しい時期とは思いますが体調管理には留意され市民に向けての活動ご活躍をご期待申し上げます。

◇閉会の宣告◇

○議長（吉田太一） これをもって、第61回坂井地区広域連合議会定例会を閉会します。

〔一同起立・礼〕

午後4時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、上記会議の顛末を証するためここに署名する。

平成 年 月 日

議長

議員

議員